

1 類型1) NF 等が組織内犯罪を行っている場合 ～不正経理等

<事例>

中央競技団体である公益社団法人 A は、5 年にわたって、毎年、選手強化資金として、国からの 1 億円の補助金を受けていましたが、会計検査院の検査で、経理担当の理事 B が、架空の領収書を用いて経費を水増し計上することにより、毎年 2000 万円の利益を不正に得ていた事実が明らかになりました。このような事実について、選手強化担当の理事 C や専務理事 D はうすうす感づいていましたが、法人の資金繰りが厳しい状況であったことから、特に問題提起することはありませんでした。他の理事や監事はこのことを把握できていませんでした。NF として、このような不祥事に対してどのように対応すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

NF 自身に関わる組織内犯罪が生じた場合、捜査機関、裁判所による刑事手続に応じた対応を採らなければなりません。また、NF としては、犯罪に直接関わらない周辺事情も含めた事実関係及び原因の調査のほか、関与した役職員の処分、流出した金銭の回収等の対応を採る必要があります。

また、再発を防止するために、法令遵守に対する NF の役職員の意識改革等の対応が組織として必要です。

なお、上記の事例では、以下の法的責任が発生する可能性があることに留意する必要があります。

① 刑事責任

B には詐欺罪(刑法第 246 条 10 年以下の懲役)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適化法)第 29 条違反(5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金、又はこれを併科)が成立する可能性があります。

また、法人 A にも補助金適化法第 32 条 1 項により罰金刑が科せられる可能性があります。

C、DもBと同様詐欺罪や補助金適化法違反、若しくはAの幫助犯が成立する可能性があります。

また、Bが自己若しくは第三者の利益を図るために補助金を騙し取っていたのであれば、特別背任罪(7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科)が成立する可能性があります。

② 国に対する返還義務、損害賠償義務

国は、Bの詐欺行為によって騙し取られた補助金について、民法の規定(第415条、第709条)により、Aに対し、返還を求めることができます。

また、Aは、補助金適化法に基づき、各省各庁の長から返還を求められるときがあります。この場合、Aは、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければなりません。

B理事は、国に対し、損害賠償責任を負うこととなります(一般法人法第117条)。

③ AのB、C、Dその他の理事及び監事に対する損害賠償請求

Aは、国からの返還請求に応じた場合、その返還額について、B、C、Dに対し損害賠償請求をすることができます。

また、Aは、B、C、D以外の理事、監事についても、Bの詐欺行為を見過ごしたことについて、善良なる管理者の注意義務違反が認められれば、損害賠償責任を問うことができます。

④ 社員代表請求

公益社団法人の役員が善良な管理者の注意義務に違反して、その法人に損害を与えた場合、構成員である社員はその役員に対して社員代表訴訟(会社における株主代表訴訟と同じ)を提起することができます(一般法人法第278条以下)が、本件でもAの社員は、B、C、D等に対し、社員代表訴訟を提起することができます。

◆ グッドガバナンスに基づく実践案

(1) 捜査機関、裁判所による刑事手続への協力

組織内犯罪が明らかになった場合、捜査機関、裁判所による刑事手続がスタートしますので、NFとしては、まず、この刑事手続に全面的に協力することが求められます。

最終的な刑事責任の内容が、NFとしてのその後の処分や再発防止策の検討につながりますので、捜査機関、裁判所との連携を強めましょう。

(2) 有識者による十分な事実関係の調査・原因究明

組織内犯罪が発生した場合、その犯罪行為そのものだけでなく、周辺事情においても不適切な行為が行われていることが多々あります。このような不適切な行為が発生した場合には、まず、事実関係を把握し、原因を究明して、判明した事実関係及び原因に基づいた適切な対応が必要となります。

事務局レベルでの問題であれば、NF内での調査委員会による調査、原因究明でも足りると考えられますが、この事例のようにNF内部の理事による組織内犯罪の場合、NFから独立した外部の有識者（弁護士、公認会計士、税理士等）や、そのような外部の有識者による第三者委員会に調査を委ねる必要があるでしょう。

なぜなら、組織的な関与があり、理事等との上下関係、従来の人間関係等により十分な調査ができない可能性が高く、調査結果に対して社会からの信頼が得られないからです。

また、事例のような、一般法人又は公益法人で、理事会決議なく、理事自身が経営するスポーツ大会運営会社のように業務を委託することは、自己取引として、一般法人法上無効とされますので、きちんと定款や法律上求められる手続を遵守する必要があります。

(3) 調査結果を基にした適切な処分

刑事手続の結果やNFの内部調査によって判明した事実関係及び原因に即して、必要かつ適正な処分を行いましょ。う。

① 組織内犯罪その他の不適切行為に関与した役職員の処分

組織内犯罪により有罪判決を受けた役職員は、解任、解雇せざるを得ないでしょう。

また、組織内犯罪には該当しないが、それに付随して生じた不適切行為のような NF の役職員としての重大な責務に違反するような行為をした役職員に対しては、解任、解雇という処分を検討する必要があります。

ただ、NF による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人から直接言い分を聞くため、弁明の機会を与える必要があります。

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることとなります。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、NF 外の有識者の関与を検討すべきでしょう。日本体育協会は、平成 26 年 7 月に、「公認スポーツ指導者処分基準¹」を定め、その別表には、類型ごとに処分基準を定めており、非常に参考になります。

そして、NF が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の内容とその理由を直接に説明・通知する必要があります。

当事者が NF 処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

② 流出した金銭の回収

NF の資産は NF 運営のみに使用することを目的としています。組織内犯罪により流出した NF の資産がある場合、NF から組織内犯罪に関与した役職員に対して損害賠償請求を行うこと等により、流出した NF の資産を回収しなければなりません。

(4) 再発防止策 ～法令遵守規程や体制の整備

組織内犯罪が発生し、その事実関係及び原因が判明した後には、今後同じような組織内犯罪を起ささないように対策を講じる必要があります。

¹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudouuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

① 法令遵守規程の整備

法令を遵守するための規程としては、定款その他の規程(例えば、コンプライアンス規程²や倫理規程³)等で、NFの理事、事務局員の法令遵守を定めることや、法令遵守を宣言すること等が重要です。法令を遵守していることは、単に法令違反をしていないという不作為だけでなく、法令遵守のために、NFとしてどのような具体的な施策をとっているのかを対外的に明らかにすることが重要だからです。

② 法令遵守体制の整備

法令を遵守するための体制としては、これを専門とする委員会等を立ち上げ、責任者や担当者を明確にすることが重要です。そして、このような責任者、担当者を中心として、特に遵守することを要求される法令に関する、役職員その他構成員のための研修会を実施するなど法令遵守体制の整備をすることが考えられます。

③ 選手強化 NF 事業補助金等適正使用ガイドライン

既に多くのNFで国庫補助金の不正利用、不適切利用が頻発しているところ、これを受けて、日本オリンピック委員会は、平成25年3月に、国庫補助金に関する、「選手強化NF事業補助金等適正使用ガイドライン」を設けました。

既にこの「選手強化NF事業補助金等適正使用ガイドライン」は施行されており、NFはこの取組を徹底することを求められているため、NFは、当該ガイドラインを通じて、国庫補助金等の適正使用を目指さなければなりません。

(5) 広報 ～社会からの信頼回復

NFは、まず社会に対して、組織内犯罪によって社会一般に対して迷惑をかけたことを謝罪

² 公益財団法人日本スケート連盟は、コンプライアンス規定を定めている(<http://skatingjapan.or.jp/images/jsf/file/09compliance.pdf>)。

³ 公益社団法人全日本アーチェリー連盟(<https://www.archery.or.jp/ajaf/rinri-kitei.pdf>)、公益財団法人全日本軟式野球連盟(<http://jsbb.or.jp/wp-content/uploads/d25fc39de043c2f0f44fd27bc40fc4c1.pdf>)、公益財団法人全日本空手道連盟(http://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf/document/inner_rule/moral.pdf)、公益財団法人日本馬術連盟(https://www.equitation-japan.com/outline/pdf/kaiin_rinri.pdf)、公益社団法人日本ゴルフ協(http://www.jga.or.jp/jga/html/about_jga/image/yaku_syokuin_rinri.pdf)、公益社団法人日本トライアスロン連合(<http://www.jtu.or.jp/jtu/pdf/rinrikitei.pdf>)等、倫理規程を定めているNFは多くあります。

するのが良いでしょう。

その上で、組織内犯罪の原因の調査経過、事実関係及び究明された原因、NFとして採った対応、再発防止策等について説明し、NFとしての信頼回復に努める必要があります。

さらに、不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行うことも重要です。

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・48 ページ 「1 NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン (2) 法令遵守」
- ・76 ページ 「2 NF の会議体運営に関するフェアプレーガイドライン (3) 会議体の手続の適正」
- ・110 ページ 「4 NF の会計処理に関するフェアプレーガイドライン (1) 適正処理、公正な会計原則の実施」
- ・125 ページ 「5 NF の紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」
- ・185 ページ 「8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン (2) 不祥事発生時の対応」